

オープンカウンター方式による見積り依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提として見積り依頼であり、有効な見積書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。
- 3 件名リスト

一連 番号	件 名	納入（履行） 場 所	納 期 (履行期限)	見積り依頼書 公 告 日	見 積 書 提 出 期 限	見 積 合 わ せ の 日 時	防衛省競争 参加資格	備 考
1	冷凍車コンテナ左サイドドア交換修理	10後支連	5.8.31	5.5.15	5.5.22 1000	5.5.22 1000		
2	特殊書庫、2号ダイヤル調整修理	10後支連	5.8.31	5.5.15	5.5.22 1000	5.5.22 1000		
3	人員輸送車1号リヤガラス修理	10後支連	5.8.31	5.5.15	5.5.22 1000	5.5.22 1000		

※全省庁統一資格を保有しない場合の見積提出者の条件

- (1) 中小企業等経営強化法の「事業継続力強化計画」又は「連携事業継続力強化計画」認定事業者
- (2) 認定を受けていない場合、少額随契約と同等規模の契約を常時継続的に締結していることを証明できる者

4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒486-8550

住 所 愛知県春日井市西山町無番地

契約機関名（担当）陸上自衛隊春日井駐屯地 第408会計隊春日井派遣隊 契約班（担当：加藤）

電話番号 （内線）0568-81-7183（内線：377） FAX番号：0568-81-9072







調達要求番号：36YJ1AQ0006

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	15211010008	仕 様 書 番 号	
冷 凍 車 (車体番号：FSS33F4-7000033) コンテナ左サイドドア交換修理		防衛大臣承認	令和 年 月 日
		作 成	令和 5年 5月 11日
		変 更	令和 年 月 日
		作成部隊等名	第10後方支援連隊

## 1 総則

### 1. 1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊春日井駐屯地において使用する冷蔵車（FT1JGD-10042）の修理について必要な事項を規定する。

## 2 修理に関する要求

### 2. 1 修理の内容

コンテナ左サイドドアの交換修理を実施し、正常な状態に復帰させる。

### 2. 2 検査及び監督

検査及び監督については契約担当官が定める検査実施要領による。

### 2. 3 費用負担

本役務において発生する一切の費用は契約相手方の負担とする。

## 3 品質保証

### 3. 1 保証期間

修理完了後1ヶ月とし、その間に通常の使用で発生した不具合については契約相手方の費用負担による再修理を実施すること。

## 4 その他

4. 1 契約の相手方は、この仕様書に疑義を生じた場合は契約担当官等の指示を受けるものとする。

4. 2 仕様書に記載されていない事項で当然の点検が必要なものにおいては、契約相手方の負担において実施する。

4. 3 車両の搬入は、官側が行うものとする。

4. 4 監督官が指示した軽微な事項については協議の上、契約相手方において実施する。

調達要求番号：36YJ1AQ0004

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	712500625075	
仕 様 書 番 号		
特殊書庫、2号 ダイヤル調整修理	防衛大臣承認	令和 年 月 日
	作 成	令和 5年 5月 9日
	変 更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	第10後方支援連隊

1 総則

1. 1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊豊川駐屯地10後方支援連隊特科直接支援中隊において使用する特殊書庫2号の扉修理について必要な事項を規定する。

2 修理に関する要求

2. 1 修理の内容

特殊書庫、2号のダイヤル調整修理を実施し、正常な状態に復帰させる。

2. 2 検査及び監督

検査及び監督については契約担当官が定める検査実施要領による。

2. 3 費用負担

本役務において発生する一切の費用は契約相手方の負担とする。

3 品質保証

3. 1 保証期間

修理完了後1ヶ月とし、その間に通常の使用で発生した不具合については契約相手方の費用負担による再修理を実施すること。

4 その他

4.1 契約の相手方は、この仕様書に疑義を生じた場合は契約担当官等の指示を受けるものとする。

4.2 仕様書に記載されていない事項で当然の点検が必要なものにおいては、契約相手方の負担において実施する。

4.3 監督官が指示した軽微な事項については協議の上、契約相手方において実施する。

調達要求番号：36YJ1AQ0005

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	231022378535	仕 様 書 番 号
人員輸送車 1 号 (車両番号：尾張小牧200は354) リヤガラス修理	防衛大臣承認	令和 年 月 日
	作 成	令和 5年 5月 10日
	変 更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	第10後方支援連隊

## 1 総則

### 1. 1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊春日井駐屯地において使用する人員輸送車1号（尾張小牧200は354）の修理について必要な事項を規定する。

## 2 修理に関する要求

### 2. 1 修理の内容

リヤガラスの修理し、正常な状態に復帰させる。

### 2. 2 検査及び監督

検査及び監督については契約担当官が定める検査実施要領による。

### 2. 3 費用負担

本役務において発生する一切の費用は契約相手方の負担とする。

## 3 品質保証

### 3. 1 保証期間

修理完了後1ヶ月とし、その間に通常の使用で発生した不具合については契約相手方の費用負担による再修理を実施すること。

## 4 その他

4. 1 契約の相手方は、この仕様書に疑義を生じた場合は契約担当官等の指示を受けるものとする。

4. 2 仕様書に記載されていない事項で当然の点検が必要なものにおいては、契約相手方の負担において実施する。

4. 3 車両の搬入は、官側が行うものとする。

4. 4 監督官が指示した軽微な事項については協議の上、契約相手方において実施する。